

平成31年度 衛生課 業務計画

政策目標 7	保健所	だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち
施策目標 2 7	衛生課	食の安全・安心を確保する

1 施策目標の達成に向けた取り組み方針

食品衛生法第24条第1項の規定及び食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（厚生労働省告示）により毎年度策定する「茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、食の安全・安心の確保を推進します。
 食品営業施設に対する許可及び監視指導、不良食品を排除するため食品の収去検査（抜き取り検査）、食品衛生に関する知識の普及啓発に取り組み、飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。

3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業

優先順位	実施計画事業名	施策のねらい	事業の方向性	事業主体	事業内容
			予算額(千円)	性質区分	
1	食品営業施設に対する許可及び監視指導	1	現状維持	市	[31年度の取組] 食品営業許可申請における許可及び食品営業施設に対する監視指導を行います。また、食中毒が発生した場合は、迅速に調査し、原因を究明するとともに、被害の拡大防止及び再発防止を図ります。 [課題事項] ・食品衛生法改正により制度化されたHACCP導入に向けた指導、助言
			3,577	義務的事業	
2	食品等の収去検査（抜き取り検査）	1	現状維持	市	[31年度の取組] 食品等における成分規格、衛生規範等について収去検査を実施し、不良食品を排除するとともに食品営業施設に対する衛生指導を行います。 [課題事項] ・自主検査実施施設等を考慮した検査項目、検体数の検討
			8,770	義務的事業	
3	食品衛生知識の普及啓発	2	現状維持	市	[31年度の取組] 食品衛生責任者を対象とした講習会を開催するとともに、食中毒予防キャンペーンを実施し、食中毒予防や自主衛生管理等の食品衛生知識等の普及啓発を行います。 [課題事項] ・食品衛生責任者が受講必須の講習会の日程、会場確保 ・管内の事業者及び住民への広報、普及啓発
			103	政策的事業	

2 施策のねらい

1	食の安全の確保
2	食品衛生知識の普及

スケジュール

4月～ 10月～ 3月

